

福島県国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会

議 事 録

日 時 令和2年2月18日（火）
13時30分～15時30分

場 所 福島市男女共同参画センター
ウィズ・もとまち4階 大会議室

福島県総合計画審議会事務局

1 出席者

(1) 総合計画審議会委員 計5名

長林久夫委員、小椋敏一委員、和田佳代子委員、松本秀樹委員、橋本直子委員

(2) 福島県 計8名

(土地利用関係五法担当)

自然保護課長、農業担い手課主幹兼副課長、森林計画課主幹、森林保全課主幹兼副課長、都市計画課主任建築技師

(土地利用関係担当課)

生活環境部企画主幹、農林水産部企画主幹兼副課長、土木部企画主幹兼土木企画課副課長

(3) 事務局 計3名

企画調整部政策監兼企画推進室長、土地・水調整課長、土地・水調整課主幹兼副課長

2 議 事

(1) 福島県国土利用計画の策定に係る基本的な考え方の方向性等（基本方針）について

3 発言者名、発言内容

次のとおり

(令和2年2月18日)

事務局（坂詰主幹）	<p>—開 会—</p> <p>本日はお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。私は本日の進行を務めさせていただきます企画調整部土地・水調整課主幹の坂詰でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>部会に先立ちまして、1点お願い申し上げます。毎年、この時期はインフルエンザをはじめとする感染症が流行することに加えまして、本年は新型コロナウイルス感染症が新たに指定感染症と指定され、国内外で現在、感染が広がっている状況でございます。県といたしましては、県民一人ひとりの皆さんができる対策として、咳エチケット、マスクの着用、手洗いの徹底、万全な予防対策を皆様をお願いしているところでございますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから福島県総合計画審議会、第2回福島県国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会を開催いたします。</p>
事務局 企画調整部政策監	<p>—あいさつ—</p> <p>初めに企画調整部政策監の橘より御挨拶を申し上げます。</p> <p>皆さん、お疲れさまでございます。本部会の開会に当たりまして一言、御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、大変御多忙の中、本会に御参加いただきまして誠にありがとうございます。本日は2回目の部会でございます。昨年10月の第1回部会におきまして、現行計画の点検と次期計画策定に当たっての基本的な考え方等について御審議をいただきました。</p> <p>本日は次期計画の基本的な考え方の方向性につきまして御説明させていただきます。資料2の3ページ目ですか、このあと事務方から説明させていただきますけれども、基本的な考え方というところで、いわゆる伝統的な経営学の中で使われておりますSWOT分析という手法で、県内の強み・弱みといったものをしっかり把握しました。また、国土利用計画、土地利用基本計画ともに、県の名前を山形県や宮城県などほかの県に変えても全く同じようにすっと通ってしまうようなものだと非常に味気ないものです。東日本大震災・福島第一原発の事故から9年がたって、来年度が10年目の節目であり、国の責任を求めつつも、少しずつ、県、地元の広域自治体としてどういうふうに地元をまとめていくのかというところが問われ始めております。復興・創生期間後、2021年から先、どのような将来像を描いていくかということも並行して行っております総合計画でも議論を始めておりますが、福島県の震災・原発事故からの復興に向けて、また、昨年は台風第19号や大雨による大変な災害がございまして、二重三重の災害の苦しみからしっかり立ち上がっていかねばいけない絵姿を</p>

事務局	<p>どのように描いていくのか、福島ならではの計画をつくっていきたいと思っていますので、そういったものをできるかぎり本計画の中に反映させていきたいと思っています。</p> <p>総合計画もそうですし、本部会もそうですが、委員の皆様方からいただきました貴重な御意見は基本的にすべて反映していくと、事務方には非常に苦勞させておりますが、楽しくいい計画をつくっていきたいと思っていますので、本日も忌憚のない御意見をいただきましたら大変幸いです。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、早速、次第3の議事に入らせていただきます。これ以降の進行につきましては長林部会長にお願いしたいと思ひます。部会長、よろしくお願ひいたします。</p>
長林部会長	<p>——議 事——</p> <p>それでは議事を進めさせていただきます。長林でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。先ほどの橋政策監の御挨拶にありましたように、第1回の部会では、新しい計画の策定に当たっての考え方の御議論を頂戴したところでございます。本日、2回目となりますが、御手元の次第にありますように、基本方針につなげていく重要な視点をどういうふうに反映するかというところが論議の中心であろうと思ひます。また、新しい計画についても案が提示されてございますので、忌憚のない御意見を頂戴して実りある部会にしたいと思ひますので、御協力をよろしくお願ひします。着座にて部会を進めさせていただきます。</p>
土地・水調整課長	<p>それでは議事でございます。「福島県国土利用計画の策定に係る基本的な考え方の方向性等（基本方針）」について、事務局よりご説明をお願いいたします。</p> <p>本日は皆さん方、御多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は土地・水調整課課長の坂内と申します。よろしくお願ひいたします。大変申し訳ないですが、着座にて御説明させていただきます。</p> <p>私のほうから資料1、2、3について一括して御説明させていただきます。</p> <p>まず、資料1でございますが、仮称となっておりますが、先般の第1回部会で御議論いただいて御承認いただき、先般の総合計画審議会でも御承認いただきました、現在は国土利用計画と土地利用基本計画という、それぞれ関係している計画でございます2つの計画があります。それを1つにしようということになっていきますので、今、現時点では名称は「仮称」をつけさせていただいております。「福島県国土利用計画・土地利用基本計画の構成（案）」というのが資料1でございます。こちらは新しい計画の章立てみたいなものをイメージしていただければと思ひます。</p> <p>1ページの、真ん中に新しい計画を緑色の枠でくくっています。向かって左側に青色の枠で国土利用計画がございます。右側に黄色の枠で土地利用基本計画があり、この2つを1つにするというイメージです。</p>

例えば前文とありますが、前文はそれぞれ両計画にもありますので、この2つを併せ持ったような形で前文を書きましょうということ。その下の真ん中のところでございますが、「県土利用の基本方針」というものがあります。これは青字で書いてあります。県国土利用計画の第1章「土地利用の現状と課題」、第2章「県土利用の基本構想」、これは青でくくられていますが、この箇所と右側の黄色の四角の中にある土地利用基本計画の1「土地利用の基本方向」、これも青でくくっていますが、これらを統合していこうというようなふうに見ていただければと思います。ちなみに、真ん中の四角の4で、緑で書いてありますが、これは左側の県国土利用計画の第3章のところを持っていくというように考えているということでございます。これが新しい計画全体の章立てをイメージしていただくための資料でございます。

1枚めくっていただくと前文がございます。こちらの内容については、本日、基本的な考え方に基づく方向性について御議論いただいて、その御議論いただいた基本的な方向性に基づいて、次回の部会に文章化して御提示する予定でございます。例えば、アスタリスクで書いてあります2行目から3行目にかけてでございますが、福島県国土利用計画・土地利用基本計画を策定する趣旨について、記載していこうと考えております。現計画に述べている大きな観点を3つほど例示として挙げさせていただきました。本県を取り巻く状況の変化や総合計画の部門別計画でございますので、総合計画の考え方を踏まえながら県土利用の有効利用を図るなど、こういった観点を記載していこうと考えております。

3ページ目でございます。今までの計画にはなかったところですが、国土利用計画の役割、特に県計画の役割というものを1つの章を使ってまとめていこうと考えているところでございます。特に県の計画の役割、県計画の在り方などに触れさせていただければなと思っています。下に現在の県国土利用計画、土地利用基本計画のイメージ図を記載しております。国の計画があつて、県の計画があり、これを基本として市町村の計画があるというような形でございます。これが第1章です。

次の4ページ、第2章ですが、「県土利用の基本方向」ということで章立てを考えており、国土利用計画法に定める土地利用に当たっての基本理念などを記載していこうと考えております。下記に内容の例を記載しております。県土は県民の限られた資源だという観点、新生ふくしまに向けた県土づくりという観点などから述べさせていただこうかなと思います。

なお、この四角の影が青になっています。これは左側の県国土利用計画の考え方をこちらの新しい計画にも踏襲しようということで、青になっています。めくっていただくと黄色になっているところもあります。それは県土地利用基本計画の考え方を新しい計画にも踏襲しようということで影が黄色になっています。ちなみに影が緑になっているところもあります。これは2つの計画を1つに合わせたような考え方を述べられないかということで緑を使っているということでございます。

5 ページ目でございます。こちら「県土利用をめぐる基本的条件の変化」などについて述べさせていただいています。以下、ずっといきまして、6 ページ目に「県土利用における課題」ということで、先ほど政策監のあいさつの中でも触れましたが、まず県土利用における課題というものをしっかり捉まえていきたいと思います。こちらのほうにまとめさせていただこうと考えています。

7 ページ目、「県土利用の基本的な考え方（基本方針）」については資料2で御説明していきます。本日はこの5つの御承認いただいた基本的な考え方を基に、どういうふうな県土利用を目指していくのかというような基本方針、目指すべき方向性等について、資料2のほうで説明させていただくところです。以下、これが第3章になります。

9 ページの第4章では、総合計画の中でも生活圏の言葉の使い方などを御審議いただき、7つの地域単位という地方振興局ごとの地域別主要施策について、まとめていこうというふうに考えているところでございます。

こういった章立てで新しい計画を策定していこうということです。こちらについては文章化したものを次回の部会までに事務局案としてまとめる予定でございます。本日はこの新しい計画の中心となる部分、「基本的な考え方の方向性」について、資料2に基づきまして御説明させていただきますので、資料2を御手元に用意いただければと思います。

「△1（目次）」とあります。一番左から、現在の計画、5次計画の点検に基づく課題ということで前回の部会で説明をさせていただいて、5次計画を進めた先で福島県としてどこまで進んでどこまで進まなかったのか、どういう課題があったのかというようなことを御説明させていただいたところでございます。この課題等を踏まえまして、こちら前回の部会あるいは過日の総合計画審議会の間でも御承認いただきました新しい計画の5つの基本的な考え方を真ん中に書いてあります。本日はこの基本的な考え方ごとに、その目指すべき方向性について、右側に項目立てしてありますが、こういった項目で基本的な考え方の方向性を示させていただき、事務局案としてまとめさせていただいたところでございます。こちらについて御説明していきたいと思っております。

1 ページでございます。先ほど説明しました、福島県の課題は何だろうというようなこと。課題だけではありませんが、この計画をどういう計画にしたら福島らしい計画になるだということを考えたところ、SWOT分析という、プラス要因とマイナス要因というものを大きく分けて、そのプラス要因とマイナス要因が内部的な環境要因なのか外部的な要因なのかということさらさら分解し、内部のプラス要因のものを「強み」、外部だけれどもプラス要因のものを「機会」、内部のマイナス要因のものを「弱み」、外部のマイナス要因のものを「恐れ」とし、この頭文字を取った分析でございます。こちらを基本的な考え方の5つについてそれぞれを洗い出し、現状をまず可視化しようということを試みました。

なお、こちらに書いてある内容がすべてではございません。当然、これ以外

にも弱みもあるでしょうし、強みだってあります。こちらについては、本日、協議していただく中で、整理として示させていただいたものというふうに御理解いただければ幸いです。

ちなみに、この4つの要素から何を導き出したかという点、まず、黄色い丸ですが、外的な機会にも恵まれており、さらに強みもあるということは、こちらからは引き続き前へ進めていきたいと思いますという点で、「推進戦略」ということで導き出してあります。強みや外的な機会、要因なども利用しまして、今は弱みだけれども、それを克服しようというものを、赤の実線ですが、「強化戦略」というふうに整理をさせていただいています。もうひとつが「創造戦略」です。これは福島県の計画でございますので、「創造戦略」という言葉であえて定義させていただいたところが点線の四角でございます、「強みや機会を最大限に生かして、復興の歩みを着実に進めるとともに、新生ふくしまへ果敢に挑戦する取組」ということで定義させていただきました。ポイントだけ説明させていただきたいと思います。

まず、「強み」でございます。まず内部の強みとしては、生活圏における除染を挙げさせていただきました。他にも土木部を中心に、復興再生道路ということですが、浜通りと中通りなどを結んでいる復興再生道路、相馬・福島間道路が代表的なものだと思います。こういった道路の整備が進んでいるというようなことを強みとして考えています。製品の出荷額についても、震災前を上回る水準まで回復しましたこと。また、下から3つ目の福島イノベーション・コースト構想など福島の復興に向けた土地利用を推進していますということなどを強みにさせていただいています。

外的なものプラス要因、「機会」でございます。福島県の位置ですが、東北圏の南部にあり、首都圏と結ぶ県外との結節点となっています。こちらは土木部の6本の連携軸ということで、いわゆる高規格幹線道路等を中心とした「七つの生活圏」を結ぶ連携軸が整いつつあり、県内だけでなく首都圏を含む県外との幅広い地域間交流が可能だということです。

もうひとつ大事な点としまして、復興・創生期間後の基本方針において、復興庁の設置期間の10年間延長が認められるなど、復興・再生に向けた環境が継続されています。そして、もうひとつ、福島を支援しようという機運が、県内はもとより県外や国内外に継続しているということもございますし、再生可能エネルギーの推進ということも認知されつつあります。

一方、「弱み」でございますが、避難者はピーク時の25%までは縮小しましたが、今なお4万人を超えているということ弱みとして挙げさせていただきました。また、4つ目ですが、避難指示が解除された地域の帰還が進んでいるところとなかなか進まないところがあるかと思いますが、このような地域で医療、商業施設、コミュニティ機能の更なる充実が求められているということ。農業ですと、震災前の規模までの営農再開が進んでおらず、風評被害などもまだ残っているということ。台風第19号等で甚大な被害が起きたということも挙げさせていただきます。

「恐れ」でございますが、少子高齢化・人口減少というものが想定以上に進んでいること。特に若い世代の県外への流出が目立っているということ。また、農業従事者等の高齢化、後継者不足などによる県土管理水準が低下していること。特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域における土地利用方針が不透明であるということも挙げております。

こういったものをそれぞれ、基本的な考え方ごとにお示しをさせていただいて、それぞれ、強みやプラスに働いているものはさらに前に進めましょうという「推進戦略」、課題などについては、強みを最大限活用して克服していきましょうという「強化戦略」、あとは先ほどお伝えした「創造戦略」というような形でまとめさせていただきます。

次のページが活力のことでございます。以下、一個一個やりたいところがございますが、当然、課題とか弱み・強みというのは考え方がそれぞれ独立していません。共通しているものもあります。可能なかぎりその基本的な考え方に近いような強みであったり課題であったり、そういうものを述べさせていただきますところがございます。

ちなみに、基本的な考え方2の「活力ある県土づくりに向けた土地利用」の外部環境については、「機会」のところでございますが、上から2つ目、広大な県土と豊かで多様な自然を有している。これはひとつ福島県の強み、プラス要因だと思います。他にも地域資源として、温泉や名勝地などを書きましたが、こういった観光として取り上げられるような地域資源があるというようなこと。「ふくしまプライド。」という言葉はマスコミなどでも再三使われておりますが、こういった機運が出ていること。東京オリンピックの開催など交流人口の拡大につなげていくようなきっかけがありますというようなことをプラス要因に挙げさせていただきます。

次に、基本的な考え方3でございますが、これも同じように強み・弱みということで、例えば内部環境の強みですと、多極ネットワークの形成ということ。先ほども申し上げましたが、6本の連携軸を形成する基幹的な道路と、それを補完する地域間の道路の整備が進んでいますというのが強みで、県が行っている部分が多くございますので、内部的な強みとして挙げさせていただきます。

また、安全性という観点で、外部環境の機会であれば、上から2つ目でございますが、県土の7割が森林となっており、県土保全や水源涵養、土砂災害防止の役割を果たしていますというようなこと。加えて、所有者不明土地、これは法律ですけれども、一昨年に特措法ができました。こういった法整備も今、国のほうでも進めていますということ。

マイナス要因ですと、同じようなところがありますが、例えば、「恐れ」のところをご覧になっていただくと、2つ目のポツでございます。県内に活断層といったものがあって、内陸直下型の地震が発生するリスクがありますということと面積が広く、地質的には多様な構造を有しており火山噴出物等の脆弱部が多いということも恐れとしてまとめさせていただきます。

こういったものを5つの基本的な考え方に当てはめて、導き出したのが6ページからでございます。こういった県土を取り巻く環境等を可視化して、では、こういったものを進めるべきなのかということとそれぞれの基本的な考え方ごとにまとめたものでございます。

こちらにつきましても「基本的な考え方1」を中心に御説明しますと、「県土の魅力を高め、より良い状態で次世代へ引き継いでいくために必要な土地利用の方向性」ということで、まず、創造戦略の目指すべき姿を「光」と「影」が交錯するふくしまを「光」輝く未来へつなげる」とし、その方向性として、視点を2つ、創造戦略で挙げさせていただきました。1つ目が「世界のモデルとなる復興・再生へ」です。かなり頑張った表現になってはいますが、このぐらいまで目指しましょうということでございます。2つ目の視点としましては「ふくしまの「みなぎる活力」発揮へ」というふうなことを視点としてまとめられないかと想定しております。

ちなみに視点1の内容としまして、現時点で想定しているのが、福島イノベーション・コースト構想を核とした新しい技術の開発や導入、新しい産業の創出、未来を担う人材育成等の各種プロジェクトを推進するための土地利用を進めていきたいと思います。もうひとつ、視点1の内容として想定しているのが、いわゆる帰還困難区域においては、避難指示が解除されたとはいえ、なかなか帰還が進んでいないのが現状でございます。我々は一人でも多くの県民の方に自分のふるさとに戻ってきてもらいたいという気持ちはありますが、当然、戻るか戻らないという方はそれぞれお考えがあつてのことだと思います。ですから、私どもとしては、戻れない、戻らない、そういった人たちにとっても誇れるような、誇ることができるようなふるさとづくりというものをひとつキーワードとして、複合災害を乗り越え、その先にある県土の姿として、誇り、希望、夢を持ち、誰もが訪れたいような県土を目指しましょうということでの内容を考えているところでございます。

視点2としましては、これはよくいわれているところですが、それぞれ避難指示が解除されたところで、さまざまな再生拠点というものがつくられていこうとしております。それぞれの市町村で、医療だったり、商業だったり、様々な公共施設等をつくるということはなかなか困難な状況にございますので、お互いの復興拠点を相互に連携・補完した取組、こういった広域的な機能を有するような土地利用を進められないかというようなことが視点2の1つ目でございます。

もうひとつ、実は復興・総合計画課が中心となって、地元の小学校、中学校、高校、大学生がワークショップを開催しておりました。その中でやはり「福島の宝ってなに？」という命題があつたときに、やはり福島の特に高校生は、福島の宝というと、私たちが思いつかないようなことがぱつと言葉に出るんですね。それは、自分のふるさとの自慢できるものであったり、観光資源であったり、さまざまでございます。そういった福島の宝というものを最大限生かして、訪れる人にも、暮らす人にももちろんですけども、快適で誇れるふくしまの

県土づくりを目指しましょうというような方向性を考えているところでございます。

以下、強化戦略の目指すべき姿としましては「ふくしまに心を寄せる全ての人の力を結集し、将来を見据えた県土づくりへ」というような形での目指すべき姿を掲げ、その方向性としましては、視点3、視点4という形でまとめさせていただいたところでございます。

ちょっと時間の関係があるので説明は省略させていただきますが、ただ、大事なこととして、視点4の「安心して暮らせるふくしまの土地利用」ということで、災害リスクを軽減するため、自然災害に強い社会資本を整備するという。あとは安心して暮らせるという観点で、産業という部分も大事でございますので、子どもやその親たちが安心して生活して、子育てがしたいと思えるような生活環境が整い、生き抜く力とふくしまの将来の産業を担う人づくりが図られる土地利用を目指すということです。若い世代の県外流出というのを止めるというのは非常に力の要ることなのだと思います。この世代を外に出さないというふうにする、せき止める効果をつくるというのはなかなか難しいと思いますし、出ていかれるのだと思います。もちろん大学が終わって戻ってくる人もいるでしょうし、あるいは、10年、15年と違う場所で生活をしている方でも、福島に戻りたいと思えるような県土を目指すということです。やはり子育てしやすい県であったり、あるいは教育環境が整うような県土であったり、そのような土地利用を進めることが必要であり、そういった観点で、この2つ目を挙げさせていただきました。

これは大事なことなのであえて触れますが、4つ目でございます。ハード優先のインフラも大事ですが、やはり生活者の視点に立った地域のための社会資本整備・管理という部分が求められるところでございまして、持続可能な県土づくりの推進というようなことを考えているところでございます。

視点5でございますが、推進戦略として「復旧・復興を成し遂げ、より多くの人が夢や希望を持ち、笑顔に満ちあふれた県土づくりの推進」ということを目指すべき姿とし、その方向性としましては災害に強い県土づくりの推進ということで防災の強化というものはやはり大事なことでございます。ですが、最近の災害等を見ますと、想定外の大雨だったという言葉に代表されるように、なかなか防災の強化だけでは未然に防ぐことはできません。だから、発生し得る被害を最小限に図るという減災という考え方を県民と共有し、ハード・ソフトの両面から考えられるような、安全・安心できる県土づくりを進めていきたいと思います。時間の関係で以上にさせていただきます。

以下、「活力ある県土づくりに向けた土地利用の方向性」ということで、同じように、それぞれ、創造戦略、強化戦略、推進戦略をもとに、また基本的考え方1とは別の目指すべき姿というものを掲げ、目指すべき姿を実現するための方向性とはどういうものなのかということをもとめさせていただいた資料でございます。

まず、創造戦略で大事なこととしましては、先駆けの地ということで、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積というものを目指しているところがございます。これは地域資源を活用した新しい働き方や暮らし方の体験を定住につながる、移住を検討している方に住宅支援を行うなど、福島のふるさとを共に元気にできるような土地利用ができないかということです。また、「にぎわい、出会い、交流する空間づくり」というようなことで、視点2をまとめさせていただいたところがございます。特に安全で安心な魅力ある農林水産物の提供をとおして、生産者が誇りを持ち、新しい人が担い手として集まり、農山漁村に活力と魅力があふれるような土地利用を目指していきましょうということをまとめさせていただいたところであります。

次が8ページでございますが、基本的な考え方3「県土の安全性を高める土地利用」ということでございます。安全・安心という言葉も言われているところがございますが、こちらも創造戦略、強化戦略、推進戦略、それぞれについて、その方向性を示しておりますが、創造戦略としては「自然災害や東日本大震災等による脅威を克服し、ふくしまらしさを目指す」というふうなことです。その方向性としては「強くしなやかな県土づくりへの挑戦」、先ほども言いましたが、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策をやっていきましょうということと、防災・減災のほうの機能を発揮しつつ、平時においては有効利活用される対策を推進しましょうということ。例えば、公園がまさにそうなんです。土ですからゆっくり浸透していきます。一気に水を流すのではなくて、雨が降ったところに水を浸透させてできるだけ下流域の被災を防ごうと。最近、新聞に出ていた例として「レインスケープ」というものが報道されておりました。これは地域ごとの植生に応じた、花壇より少し大きい植栽です。そういったものが、常時は景勝的な役割を担うとともに、雨が降ったときにはそこに浸透して、地中の埋設管を通じて貯留していくというような機能を持った土地利用でございます。こういった、平時には有効できるような土地利用というのが減災・防災にも生かせないかというようなこと述べさせていただければなということです。

視点2、これも大事な要素だと思います。今回の台風第19号によって明らかになったところがございますが、災害リスクの高い地域の土地利用制限や、より安全な地域への居住の誘導というような土地利用を目指そうということがございます。

強化戦略の視点3、施設の長寿命化対策というのは大事なことです。こちらは言葉の使い方として「減災・防災」と書いてあるのと「防災・減災」となっていますが、あくまでも減災化を図って防災機能を高めようというふうに、意図的にわざと「減災・防災機能を高める」と記載しております。ちなみに文章中の「防災・減災」、これは対策というふうに位置づけていますので「防災・減災対策」というふうに読み取っていただければ助かります。こういった施設の長寿命化というものが県土の安全性を高める観点からこれから大事な要素になってきております。

加えて、都市防災機能を向上させるということ。実は、この会場の目の前も、電線共同溝ということで、空中に電線がなかったと思いますけれども、みんな地中に埋まっています。今年の台風第 15 号で千葉県が強風によって電柱が倒れて何日も停電になったということは皆さんもご存じかと思いますが、そういった都市防災機能の向上という観点から述べさせていただければなということ

です。
あとはキャブシステムという、電線だけではなく、水道・ガス管と一緒に埋設するということ。こちらはそれぞれの管理者ごとに埋設されていますが、当然、それぞれに埋設されていると、それぞれの管理者の都合で道路に穴を掘らなくてはいけないんですね。一緒に埋めてしまえば、交通を止めなくてはいけない時期も少なくなるし、あるいは単独で入れるよりはきちんとしたボックスに入れることによって耐震性も高まります。これから水道管の老朽化が叫ばれていますが、これはすべての市町村において共通の課題でございます。埋設して 40 年、50 年たつと、特に石綿を使った水道管の埋設の更新というのは市町村の喫緊の課題でございますので、まさにそういったものを更新するいい機会なのではないかということで、あえて入れさせていただいています。

視点 5 の推進戦略として「取組を進化させ、県土の安全性を深化する」というようなこと、こちらについても同じようなことの繰り返しになってはいますが、それぞれ視点 5 の方向性をまとめさせていただきました。

視点 4 に戻っていただくと、私は土地・水調整課という水の総合管理のほうのミッションを担っていますことからあえて説明させていただきますが、視点 4 の 2 つ目でございますが、防災・減災のための治水施設の整備を図るのとはもとより、水循環という観点を取り入れて流域本来が有する保水機能の向上を図れないかということです。水を染み込ませる、先ほども説明させていただきましたが、ゆっくり流すとか健全な水環境の保全という観点でもまとめていこうと考えております。

以下、基本的な考え方 4 と基本的考え方 5 という、本当は時間の許すかぎり説明をさせていただきたいのですが、ちょっと余談に走ったところもあって申し訳ございません。

最後、資料 3 をご覧ください。今後のスケジュール関係でございます。2 月のところ、「審議会・部会」のところにある第 2 回、これが本日でございます。基本的な考え方について今日御協議いただいて、第 3 回は 4 月下旬を予定しています。先ほど資料 1 で御説明した章立てごとに、新しい計画の文章化したものをまとめていく予定でございます。もちろん、今日御審議いただいて、またスケジュール部分に変更しなくてはいけないかと思いますが、今日の協議を踏まえて、こちらの計画の素案をつくって行って、6 月の第 4 回部会をもって中間整理案の審議をしていただくような予定で考えているところでございます。また、7 月の審議会でも中間整理案を御審議いただいて、パブリックコメント等を経ながら、11 月に知事への答申、12 月の定例県議会の常任委員会で報告というスケジュールを考えているところでございます。

長林部会長	<p>私の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>御苦労さまでございました。ただいま事務局から、資料1、資料2、資料3に従いまして御説明をいただきました。資料1は国土利用計画と土地利用基本計画の構成案でございます。それをもとに、資料2のほうで構成案の流れに従った基本的な考え方の方向性を御説明いただきました。資料3ではスケジュールということです。課長の話をもう少し伺ってもよろしかったかなとは思いましたが、資料2にだいたい集約されておりますので、資料2の6ページからが基本的な流れの骨子、これが文章になっていますので、御意見を頂戴して、より充実した内容になるように御検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
小椋委員	<p>北塩原の小椋です。ただいまは説明をありがとうございました。</p> <p>実は、私も会津の村の一員でありまして、小さな村ですが、まず始めたのが、うちの村ならではの強みと弱みをはっきりしてくれということで、民間の方々に協力をしていただきまして構想を立てていただきました。そのあと「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をやらせていただきまして、村の強み・弱みがわかってきたような気がします。今、課長から話がありましたように、強み・弱みを生かしてということがありました。私も「ピンチをチャンスに変えてください」ということを申し上げました。村長就任以来、うちの村のピンチはどこにあるのか、それをチャンスに変えてくださいということで村役場の各課長にお話を申し上げました。では、いいものは何なのかということをも探したわけですが、やはり表面に見えることはすぐわかるんですよ。第三者でないとわからない側面もあるんですよ。そのためにはどうしたらいいのかということで、交流人口を増やしてくださいと私は申し上げました。人口減少はやむを得ないといえますか、こういう状況でありますから、それは大変難しいだろうということで、交流人口を増やしてくれと。そういうことによって地元の人から見た強み・弱みと、ほかから見た強み・弱みがあるなど感じたわけがありますから、そういうことで、今、県で計画を立てております基本的な考え方は全くそのとおりだと思います。</p> <p>今回は、東日本大震災、それに伴う原発事故ということで、今、10年目になろうかと思っておりますけれども、今、県が一生懸命に力をそそえてやられており、ある程度評価もしておりますし、確実に前進しているなという部分が、私は会津の人間でありますけれども、見えてまいりました。それはなんといってもみんなが協力しないといけないと私は思っています。今、浜通りのほうでも福島イノベーション・コースト構想なり、確かにこれからそういう部分が大事だと思います。人が少なくなつて働く人がいない。今、建設機械とか、モニターでもって運転する。さらには自動運転の自動車もできてくる。さらには医療のほうもITの力を借りてやるということでありますから、本当に福島イノベーション・コースト構想は全くいい、福島を復興させるためのチャンスかなというふうに思っております。</p> <p>ただ、地元の方はなかなか大変です。避難して戻れない方もたくさんおりま</p>

す。やはり県の考えをしっかりと述べていただいて、我々自治体も、当初は合併を議論したこともあります。今、福島県市長会の立谷市長も、広域圏ということで、地方制度の調査会が対策をとりまして、今年の7月ごろには成果が出るだろうというのがありますが、あくまでも福島県は合併は推進しなかったわけですが、広域圏もやはり考えないと、ということで、市長会のほうも町村会のほうもそういう考えになっております。やはり地元の持っている良さ、強み・弱みをしっかりと見据えて、何ができるのかということが必要なというふうに思っておりますので、大変、課長の説明は感動いたしました。よろしくをお願いします。

長林部会長

力強い御言葉をありがとうございます。やはり呼び戻すこと、それは非常に重要かと思えます。

橋本委員

須賀川市の橋本でございます。資料のほう、まとめるのが大変だったと思います。ありがとうございます。

今回、復興総合計画の審議会のほうとの関連で、これはとても素晴らしいなと思ったところが1点ございまして、県土地利用基本計画と県国土利用計画を合体させたということの資料1の1ページのところで、本来なら、利用目的ごとで分けていた土地利用計画を7つの地域ごとの土地利用に集約したと、これは大変いい案なのではというふうに思いました。というのも、これだけ広い県土をどうやって使うかといったときに、この国土利用計画が地方行政にとっては固定資産税等々の税収等に直結する部分の中で、いかに地域性を、特色を出していくのかと考えたときに、7つの地域といったエリアごとでより細分化して、その中での審議、その中での土地、その中での計画というのをやっていくというのは本当に素晴らしいのではないかなというふうにまず思いました。

一方で、前回の部会は参加できなかったわけなのですが、台風第19号で弊社のほう、須賀川の卸団地も130センチほど浸水しまして、弊社の営業所が4営業所ぐらい浸水するというので、営業停止だったりということもありましたが、今回、この計画の中で、やはり何回も繰り返しされているのが防災・減災というところだと思えます。

それに伴って、少し質問があったので詳細説明をお願いしたいのですが、資料1の6ページにございます「県土利用における課題」(3)の6ページのところですが、「人口減少・少子高齢社会における県土の管理水準の低下への対応」というところですが、これは具体的にはどういったことを指しているのか、まず1つ目の質問として教えてください。

長林部会長

事務局、お願いします。

土地・水調整課長

ありがとうございました。人口減少になれば、例えば農地であれば、担い手が少なくなれば、耕作放棄地になってしまう。また、都市部においても人口減少、核家族化に伴って住んでいる家が誰も住まなくなったりというようなところで、やはり土地というのは、誰かが使ったり、誰かが利用していたり活用していたりということが土地の価値を高めるとともに維持管理も適切になされるというふうなものでございますので、こういった使われなくなった耕作放棄地

<p>橋本委員 土地・水調整課長 橋本委員</p>	<p>とか空き家・空き地等が増えてきているということを捉まえて「県土の管理水準の低下」というようなことで述べさせていただいているということでございます。</p> <p>管理側での、管理の担い手の部分ということですね。</p> <p>そうですね。</p> <p>でも、管理するにもお金がかかるので、その管理のお金はどこから集めようかなと考えたときに、私は唯一商売人なので、どこからお金を持ってきて、どういうふうに投下しようかということばかり頭がいてしまうんですけども。今回、コンパクトシティとか、できるだけ災害を減災しようと考えたときに、行政が負担できるものというのは非常に限られていると思います。100億も、何千兆も、何億兆もあるわけではないので。では、どこに投下しようと考えたときに、やはり集約させてある程度やっていかななくてはいけない。その中で、どこに投下するのが一番有効か。かつ、工業団地が今回、日立とかが出ていってしまったりとかいうのも県にとっては非常に痛手だと思いますが、そういう固定資産税、税収を確保するための減災、安全性というところが、こちらの資料2の中で出ている基本方針があると思うんですが、その中でも、我々民間人ないし民間企業ができることというのは非常に限られております。その中で安全性が確保されていれば企業も来るし、安全であれば人も来るし、安全であれば安定的な投資や回収ができますよね。つまりところ持続可能で活性化が図れるというところで、我々ができないところで、本当に絞るべき、集約するのであれば、やはりその部分が一番最重要事項になるのかなと。いろいろ網羅しなくてはいけないというところで、大変なのは重々承知ではあるんですが、特に、先ほど小椋委員長が強みはどこだといったときに、福島県の強みといったら、これだけ災害で被災している種類が多いというところなのかしらとも思いまして、「地震はやっているし、台風はやっているし、水害もやっているし、それ以外に雪」みたいな、そういうありとあらゆる災害を経験している。「だから、安全なんだ」ということが言えるよう、そういう国土利用の集約、選択と集中というところは少しめりはりが出たほうがよりいいのかなというのがありました。もうひとつよろしいですか。</p>
<p>長林部会長 橋本委員</p>	<p>どうぞ。</p> <p>ソフトとハードの両面からというところが、6ページ、7ページ、8ページ、9ページあたりで登場するんですけども、ソフトとハードのイメージがよくつかなかったものですから、そこを少し詳しく説明いただければと思ったんですけども。</p>
<p>長林部会長 土地・水調整課長</p>	<p>お願いします。</p> <p>ありがとうございます。1点目の選択と集中、我々の言葉でいう管理水準の「管理」と、今、橋本委員のおっしゃっている「管理」とは、若干、意味合いが違うと思うんです。ただ、ひとつ、お答えになっているかどうかわかりませんが、私も、今回、国土利用計画を策定するに当たって、特に台風第19号関係の新聞を見ていたところです。まさに須賀川市は代表的な例として書か</p>

れているんですけれども、都市再生特措法に基づく立地適正化計画に基づいて「ここに住んでね」というふうに誘導したところが浸水してしまったというような現状があるというようなこと。いにしえから人々の生活というのは、やはり水が大事ですから、水辺に市街地というのは形成されるというのが一般的な話だと思います。当然、そこは次の御指摘にもつながるところですけれども、当然、リスクもあるところでございます。そうしながら、やはり我々、国土利用計画を策定する部署としては、やはり県民の方の生命や財産を守るということが大きなミッションでありますので、ひとつはそこを、基本的な考え方3の視点2にも書かせていただきましたけれども、危険なところの地域への土地利用の制限をやって安全地域への誘導を進めましょうというひとつの考え方です。しかし、どうしてもそこに住まなくてはいけないという部分があるのだと思いますので、そこはやはりハード的な治水対策を十分とるとというような考え方、これを2つを併せ持って土地利用は進めていかななくてはいけないということ。なかなか昨今の50年に1度、100年に1度の確率で想定される治水対策ではなかなか手に負えない、想定できない部分が現象として現れていますので、やはりそこはきちり、ここに住んでもらうために想定できる十分な治水対策を講じるというのは行政側として必要なのだと思います。

ただ一方で、次の質問にも関係するのですが、ハード・ソフト両面という部分につながっていくのですが、ハードだけですべてが守られるわけではありません。当然、ここには浸水想定区域とかハザードマップとか、さまざまありますけれども、浸水が想定されているエリアですということを住民の方も含めて周知をして、大雨が降ったら、こういう雨だったらここまでは来るんだということが、今回の台風でも教訓になったのだと思います。自分の住んでいるところは安全なのかということを、平時から理解していただくということが大事なということで、それがハード・ソフトということの代表的なことなのだと。災害は絶対安全だということはないと思うので、やはり治水対策を十分に、可能なかぎり我々行政でも講じていきますし、一方で、住民と一緒にあって、そういった避難行動であるとか、防災意識の醸成であるとか、そういったことを日頃からやっていくということが大事だという観点で、ハード・ソフト両面ということ。なかなか、ソフトというのは県土利用計画にはなじまない、つながらない部分があるかもしれませんが、やはり表現としては、そこは避けて通れないだろうということで、ハード・ソフトという形で表現をさせていただいたところです。

長くなって申し訳ありません。以上です。

ありがとうございました。イメージしていたのが、ソフトというのはやはり各民間であったり、昨今のBCP対策を各企業に落とし込むというところが安全な国土利用のひとつになってくるのかなというのはイメージとしてはあったんですが、今回、県知事が、「一人も取り残さない」というようなことをやっている中で、でも、これはただし書きがあるのではないかなと私は思いました。一人も取り残さない。でも、山頂の果てのほうに住んでいて、土砂崩れがあっ

橋本委員

でも仕方がないよねと思いますから、どちらかといったら県の安全が担保できるようなところに誘導していく。今回はその誘導していた場所も、工業団地で誘致していたのにもかかわらずそういうふうになってしまったというのは、これからより水準を上げていくという別な問題であると思いますが。

一方で、まだまだコンパクトシティという。その「コンパクトって何？」という。「コンパクトって、どれだけのことをコンパクトというの？」というのとか、人口密度がどんどん減っていますし、人口減少に伴ってより活性化といったらば、10人が福島県内にてんでばらばらでいたら、それは人口密度が低いですけれども、10人がこれぐらいの小さなお部屋にいたら密度は高くなるよねということで、この活力というのはやはり人がいるところにしか生まれてこないのではないかということを見ると、やはりコンパクトに、都市型に集中している今の日本全国の産業の中心が東京や関西に流れているところを、福島県内の中でも都市型に集中、どこの都市というわけではないですが、やはり集約させていくと。先ほど各行政が水道料金のメンテナンスとか道路のメンテがこれからの課題になるのかなというところで、私も須賀川市の水道委員になって商業部会に参加させてもらっていて、これからの水道料金が工業や一般家庭における負担を考えたときに、そんなに広いところまで水道を持っていく必要があるのかと考えると、本当にコンパクトにしてやっていたら、メンテナンスフリー、つまりお金がかからない、ある程度、収益が確保できる、つまりところ別なところにお金が投下できるというような仕組みになるというところで、鍵となるのがそのコンパクトというのは利便性なのか、それともさっき言った人の集まっていることがコンパクトなのか、そういう動線を、道路や鉄道等というものも考えつつ、コンパクトというのがひとつの鍵になるのかなということを考えながら拝見していました。以上です。

ありがとうございました。

ありがとうございます。まさに先生から御指摘いただいたところは非常に大きな課題だと認識をしております。

ひとつに、コンパクトシティというのは、一般的には、今、言ったような公共の利便性であったり、商業や福祉、医療であったり、「歩いて暮らせるまちづくり」というようなことを掲げて県の政策でもやっていますが、本当に規模感でいえば、歩いて暮らせるような規模感のまちづくりというのもひとつコンパクトシティというような形でお話を言っているのが一般的なのだと思います。日経新聞で、昨年末に全国の10年間の居住地拡大の記事が載ってまして、要は10年間で、もともと都市的土地利用ではなかったところが住宅開発をして増えていったというのをランキングにしたのですが、1位が茨城県つくば市です。これはつくばエクスプレスとか、公共交通機関、通勤電車が伸びて、人口増とセットになっていけばいいのだと思うんですけども、実はなんといわき市が第3位です。これは当然、避難者が浜通りからいわきに来たというようなことがあって居住地が増えていったのだと思います。ただ、最近の現住人口を見ると、いわき市も平成27年までは増えているんですけど、それ以降は減ってい

長林部会長
土地・水調整課長

るんですね。

ですから、どんどん広げると何が必要かとなると、当然、そこに住民の方が住めば行政サービスを提供しなくてははいけません。ごみを集めたり、あるいは学校をつくったりというような公的インフラを整える必要があります。よく学校なんかを例示されるのですが、子どもがいなくなると使わなくなってしまうんです。今、県立学校も例外なく統廃合というようなことで進めていて、非常に大きな県政の課題になってくる。なかなか学校2つを1つにするというのは、言葉で言うのは簡単ですが、やはり地元のコミュニティ維持のためには、1人だってやはり学校は必要だという声には真摯に耳を傾けなければならないところだと思います。

コンパクトシティに対する行政の考え方というのは、やはりそういった行政コストという部分もある程度大きな観点での考え方です。一方で、先ほどの県土管理水準の低下ではないですけれども、そこに住んで土地を使うということがやはり県土の管理水準を高め、防災的なことを言えば、森林における森林の涵養機能を向上させるというようなことで、必ずみんな町に住みなさいというのはできないことだと思うんですね。当然、そこは町から離れた、いわゆる里地里山というところの土地利用というのも、やはり大事な要素になってきますので、我々は国土利用計画というのも、町のための計画だけではありませんので、農地であったり森林であったり、そういった自然的土地利用をどうすべきだということも考えなくてははいけないので、コンパクトシティというものをひとつ視点の中に入れてながらも、里地里山に代表されるような自然的土地利用をちゃんと保全していきましょうということの両輪で、国土利用計画というときには述べさせていただければなというふうに考えているところです。

以上でございます。

そのほか、ございますか。お願いいたします。

今、課長の最後の言葉にあったんですけども、コンパクトシティ、都市型集中というのは非常に重要だと思いますが、本県は非常に県土が広くて、私も都市部に住んでおまして、それでいながら、生業が森林です。国土利用計画の大きな柱というのは、都市部ばかりではなく、県土の7割は森林でありますので、その維持管理をどういうふうにするかという部分を考えないとなかなか難しいと思います。是非、計画の中でも、今、お話があったように、山林とかですね、国土利用計画の調和性としては、都市部のコンパクトシティ、防災も減災もありますけれども、全体としては組み込みも是非、お願いしたいと考えております。

それでは、和田委員、ありましたら。御意見を言っていていただいて。なかなかすぐ集約はできませんので、それをさまざまに聞いていただいて、またこれを作り直していただくという方向でよろしいと思いますので。

和田でございます。前回の部会の日曜の夜にまさに大雨が降りまして、実は帰るときになかなか大変だったんですけども、午前中の会議ということで、めったにない午前中の会議だったために助かったという感じでございます。下手

長林部会長
松本委員

長林部会長

和田委員

をすると帰れなかったのではないかと思います。

その帰り道、大雨の中、バスの中で考えたんですけれども、いろいろ部会の席上で意見を言わせていただきまして、前回、お話ししたことが本当にすべてと言っていいぐらい方向性の中に盛り込んでくださっていきまして、大変ありがたいなというふうに思っております。その中でいくつかお聞きしたいというか、お話ししたいことがあります。

ひとつは、これはこの部会というよりも、総合計画のところで言うべきではないかなと反省しているんですけれども、実は「ふくしまに心を寄せる全ての人々の力を結集し」と、これはよく出てくるんですけれども、福島に心を寄せてくださらない方をいかに寄せていただくようにするのかというのは、これは総合計画で大変重要なことなのではないかなというふうに思っておりましたので、今、ちょっとここは直接関係がないけれどもお話をしたいと思います。

それから、7つの地域ごとの土地利用ということでこれが地方振興局ごとにつくられるということですが、川のように流域がいくつかの地域にまたがっているような場合、この重なりといいますか、接しているところの調整というのですか。次に出てきます5地域区分の重複するところについての調整指導方針というのは出ているのですけれども、この7つの地域ごとの土地利用の計画についてはどのようになっていくのかお聞きしたいところです。

それから、もうひとつ、「再生可能エネルギーの導入」という言葉があちこちに出てまいります。この再生可能エネルギーの導入というのは、実は2つの意味があるのではないかなというふうに思っているんです。これは太陽光とか風力とか、再生可能エネルギーを生み出す発電所といいますか、施設の導入、それから、それによってつくられた電力を使用する導入、これについて全部一緒に使われているのではないかなとちょっと思ったものですから、この辺の使い分けはどうかかなと思いました。

今回の資料は大変カラフルで、どうしてこういうふうにからフルにしたのかと思いましたが、先ほどの課長の説明でよくわかりましたけれども、その中でいくつか今お話しした疑問点がございましたので、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。まず7つの地方振興局単位で計画の中では触れさせていただこうというふうに考えております。一方で、今、和田委員が御指摘のとおり、特に河川などを言えば、阿武隈川などは、県南、県中、県北、中通りのすべての地方振興局にまたがっていますので、当然、そういった阿武隈川は、県中だけということではなくて、当然、県南にも県中にも県北にも、例えば治水的な観点からいえば阿武隈川流域の地域防災力の向上みたいな土地利用をどういうふうにやっていくかということは共通な部分もあるかもしれませんし、それぞれのオリジナリティーを持った土地利用もあるかもしれません。

ただ、当然、7つの地方振興局にまたがって進められるような、今、川の例を言いましたけれども、あとは公園ですね。自然公園、国立公園をはじめ、これは福島県だけではなくて隣接県にもまたがっていますので、こういった県境を境とするような土地利用についてもきちんと可能なかぎり述べさせていただ

土地・水調整課長

きたいと思います。書けるところと書けないところがあると思いますけれども、維持管理とか、あるいは自然公園、広域公園を活用した地域資源としての捉まえ方の書き方であるとか、尾瀬などはまさにそうだと思いますが、そういった書きぶりについては、地域ごとにそれぞれ独立するのではなくて、地域で補完しあうような、あるいは、またがるような、そういうような表現が必要などころはきちんとまとめさせていただければと思っております。

加えて、再生可能エネルギーの導入を推進するというところで、確かにひとつの決まりごとのように書いて本当に恐縮です。確かに発電する施設を導入するというイメージが先行していると思っております、それを使うという部分についてはあまり述べているところが薄いかなということがありますので、そこらは検討していきたいと思っております。ただ、ひとつ、再生可能エネルギーの導入ということに関して、今の和田委員の御指摘とちょっとずれるかもしれませんが、当然、自然との調和、あるいは防災的な観点もバランスをとりながら導入を進めましょうというのはもとより、福島県は再生可能エネルギーを導入するに当たっては補助金を交付しています。補助金をもらって発電した発電事業者は、固定価格買い取り期間中は一定パーセント以上、地域活性化に寄与しなさいというようなことを今やっていますので、当然、我々のほうとしては、再生可能エネルギーの発電という要素の導入はもとより、再生可能エネルギーを核とした地域活性化みたいなものにつながっていくような土地利用をどうすべきだというようなことを、やはりこの計画の中では考えていきたいなというふうに考えているところです。

長林部会長
企画調整部政策監

御説明ありがとうございました。

よろしいですか。

和田委員からの、1つ目の御質問の、福島に思いを寄せてくれない人というところは総合計画である、復興・総合計画課が中心になっておりますので、土地・水調整課では言いにくいかなと思って私が引き取りますが、どういう人をターゲットにということで、福島県民でふるさとが嫌になった人という意味なのか、それとも県外にそもそも住んでいる人を取り込んでいくということなのでしょうか。

和田委員

「心を寄せる全ての人々の力を結集し」と、心を寄せてくださる方はたくさんいるというのはわかります。もちろんわかるんですけども、こういう書き方をすると、ある限定した人たちになって、もっと広く門戸を開いたほうがいいのではないかと思ったわけです。熱心に福島県を応援してくださる方はもちろんですけども、「心寄せる」というふうに限定してしまうと、「では、私は力を貸さなくてもいいのかな」と思う人も出てくるのではないかなというふうにちょっと引がかかったものですから、すべての方が心を寄せてくださるのが理想ですけども、ちょっと説明しづらいんですけども、あまり深く考えないでください。

企画調整部政策監

なるほど。ニュアンスはわかりました。基本的に総合計画のターゲットは福島県民で、特に県の内外どこに住んでいるかにかかわらず、福島県民であれば

和田委員
長林部会長
和田委員
長林部会長

対象になってくるかなというふうに思っています。他方、福島県に心を寄せてといますのは、県外の企業とかで、心を寄せてくれて福島のために何かこちらに来てやってくださるということもあるのですが、心にとどまらず、ビジネスとして成り立つのであれば、福島に何かしようとか、さまざまな可能性を消さないような形で総合計画のほうで反映していけるようにしていきたいと思えます。

ありがとうございます。

よろしいですか。

はい。ありがとうございます。

私のほうも少し意見を話させていただきたいと思いますが。冒頭、政策監がこの計画は「福島県」を取ってもどこでも当てはまるというものではなくて、独特のものにしたいという思いが強いというお話をされて、まさにそのとおりかなというふうに思っています。資料2のところで、1ページからあるSWOT分析をされていて、冒頭、お話もあったのですが、福島らしさということは非常にいいなと思っております。

例えば、6ページの最初で「光と影が交錯するふくしまを未来につなげる」と。福島らしさというものをを出したいということで、是非、これも福島らしさの良さ悪さを分析して、そのの良さは何だろうということにもうちょっと焦点を当てられるといい方向に行くのかなと。

私は以前、大学におりましたので、福島らしさの良さというのは、私どもの学校は全国から学生が来ますが、若い人がよく定着するんです。県庁や市役所とかいろいろ入れていただいたりして。それから、だいたい男子学生の1割が福島県から奥さんをもらっています。そうすると、そのままいる子も結構いるんですよ。ということは仕事がある。

橋本委員はよくご存じでしょうけれども、須賀川あたりから鏡石までの地域に、いわゆる産業が集積されていまして、非常に実力の高い下請企業がものすごくあって、それから優良企業も結構福島県にあるんですね。そうすると、地方の父母懇談会というのがあって、東北各地の親御さんと話しますが、大学には出したけれども、戻ってこいとは言えないんだということを言われる方が東北の一部にはあるんです。そうすると、この子たちも大学に行ってしまうと、将来は地元に戻ってこないというのは、どうも福島県にはない。あらゆる産業への就職の機会を求めて外に行く子もいますけれども、定着率がいいのではないかと考えてみると、福島らしさのひとつには何かそんなものがあるのではないかと。

それから、一番大きいのは原子力災害からの復興ですね。チェルノブイリの大きな災害がございました。あそこはふるさとに戻ってくる人はいない。永住させないですね。ところが、日本は除染をしてまでもふるさとを残すという気概があって、実際にそういうことをやられている。

それから、先ほど和田委員が言われた、心を寄せない人にどうするんだというのは、これから復興祈念公園や資料を展示する場である東日本大震災・原子

力災害伝承館もできるようです。そうすると海外からのお客さんなんかも来られて、こういう災害があったときにそういうふうにも復興するんだ、という見本であります。それから原子力災害というものの恐ろしさを勉強する、そのためにはいろいろなところからお客さまが来られるでしょうし、より福島というものを理解していただくいいチャンスなはずなんです。そのために復興祈念公園の検討というのも始まって、具体的に着工が始まるということになりましたね。

そうすると、もっともって福島らしさというものの、それから強さというものを出してアピールしていかれると、この計画の方向性がすごく出ます。それを土地の誘導といいますか、そういうようなものでしっかり将来を見据えた県土をつくっていくということだと思います。総合計画の委員会でお話しましたが、この計画は30年向こうを見通しながら10年間の計画でやると。30年というと、私はちょうど団塊の世代ですから、確実に地球上にいるかどうかわからない世代です。それくらいに人口は減少するのだけれども、これだけの優良な土地がある。それから、地球温暖化の逆の効果もあるけれども、温暖になると作物の傾向も変わってきたり、今までなかった産業も興ってくる可能性もある。そういうものを踏まえていくと、福島県にはまだまだアピールできるいいところ、いい場所があるのではないかなと思うんですね。是非、そんなことを自信にあふれて強く出して、いつまでも災害にとらわれているのではなくて、その次のステップに行くんだということを出していただきたいというふうに思うんですね。これをよろしくお願いします。

それから、災害について書いていただいてちょっと気になったところがあって、細かい話で恐縮ですが、資料2の3ページです。弱みの中で2つ目ですね。「異常気象等により、想定を超える災害が発生しているが、防災・減災につなげるために浸水を許容したまちづくりが不十分」と書くと、私はこういうことは必要だなと思うんだけど、ちょっと書きぶりが言いすぎだから、これは、「浸水被害を軽減する防災・減災のまちづくりが不十分だ」と、そんなようにしていただいたほうが差し障りないかなと思います。

それで、大事なものは、防災については「流域治水」という言葉があり、流域全体で治水をしますよ。これがこれから将来のキーワードになってきます。例えば、ダムを新しく造るなどということはとても社会情勢から提案できなくなってきました。そうすると、既存の農水ダムの一部に防災容量を入れてもらうとか、発電ダムについてもそういうものを入れてもらうとかというようなやり方で流域で治水する。それから、貯留も、大きなダムだけではなくて、遊水池であるとか、遊水池をつくれないう場合には貯留施設をつくっていくとか。流域でどういうふうに治水や遊水するかというのはすごく重要なキーワードになりますので、そういう視点で読んでいくと構造物だけに限らなくなります。例えば田んぼダムもあつたり、それから、水源地の涵養というのはものすごく重要であります。そうすると、それに伴って林地を政策的にどういうふうに管理していくか。これは一体的につながっていかないとできませんよね。そういうようなことにもつながっていくので、是非、こういう「流域治水」という言葉を

幅広くやっていると、それは人々も流域治水であれば、おのずから危機管理をするような方法をとらなくてはいけないというのが概念の中に入ってくると思うんですね。是非、そんなことで、もう一回、文章を見直していただくと、すごくいいものができそうだなという雰囲気が見えていますので、是非、よろしくをお願いします。

それでは戻りまして、どうぞ。まだ時間がございますので。

橋本委員

資料2の基本的な考え方4「持続可能な社会の実現に向けた土地利用の方向性」のところの視点1「再生可能エネルギーの導入拡大」というところで、弊社も太陽光発電所の設置・導入ということで、現在100カ所あまりの発電所が稼働中ですけれども、震災以降の9年間で、導入を、小さいもの、大きいものをやっていたわけなんですけど、今のこのフェーズは少し、書きぶりの問題になるのかはわかりませんが、終息というか、少し静かになってしまった。特に、制度による部分での経産省のエネルギー制度が、推進するというところから、今、まさに充実というか、メンテナンスのほうに移行しているということもありまして、どちらかといったら、再生可能エネルギー導入といったときに思いつくのは、ものすごく大きいか、すごく小さいものかなというようなイメージがあります。というのも、屋根上げだったら、自社でも自立型のエネルギーという、それぐらいまで落とし込めてきているかなという流れがひとつ。もう一方では、先ほど森林のあたりの有効活用というところでは、本当に大型のものであったり、洋上型の風力発電など、ああいったいわゆる大手企業がやるような再生可能エネルギーの導入なのかなというところで、若干、この計画が誰に向けての計画かというところで少し変わってくると思うんですけれども。一般の方や、我々産業のほうでも少しどこかなという、ちょっとそこら辺の立ち位置というのかが、今の制度とこれからやるぞというようなタイミング的には微妙なところかなというふうに思いました。

長林部会長

ありがとうございました。特に事務局、よろしいですか。

土地・水調整課長

ありがとうございました。まさに先生が御指摘のところはごもっともでございます。確かに国土利用計画の立ち位置というのは、ちょっと私も整理できていないところです。国土利用計画をもって何か事業をやろうというものではないんですね。国土利用計画があって、当然、県の組織で考えれば、国土形成につながるような各関係部局のそれぞれの計画があり、実際の政策として実施していくものでございます。ある意味では、この国土利用計画というのは、その各県土形成につながるような関係部局の施策を最大公約数的なものとして位置づけられるものなのだろうと、解釈しているところでございます。まさに再生可能エネルギーについて、確かにもう段階が変わっているという御指摘そのものでございます。私がここで触れたかったところが、言葉足らずですけれども、福島らしさというものを出したいなということです。実は、本日、ここに来る前にエネルギーの元担当に御指導いただいたのですが、福島らしさとは何だといったときに、今、進めている系統連系の部分ですね。なかなか福島県も官民が一緒になって、発電のみならず、系統を連結させて、どこにつなげていくか

というところも一緒にやっていくというものは福島らしさなのだろうということなので、そういったところをわかるようにさせていただきたいと。

大きなもの、小さなものという意識はあまりなかったので申し訳なかったのですが、ただひとつ、視点2の中に、これは我々の公共施設の部分を大きく書いているんですけども、公共施設として学校の建設する中で必ずぶつかるのが、太陽光発電パネルを上げるか上げないかということ。上げたいんですがお金がかかるんですね。維持管理もかかる。としながらも、では、こういった公共施設が、やはり率先垂範してそういった再生可能エネルギーの活用ということをやっけていかないと、民間の方もなかなかできないんです。

ここは基本的に、視点の中に、災害というひとつのキーワードをイントロダクションに使って、分散型、自立型のエネルギーシステムの導入という形で、まずは公共施設で導入して、地域の方やいわゆる個人所有のそういった土地利用の中にも進めていこうというのにも触れさせていただいているつもりでございます。この辺、なかなか表現しきれない部分があるかと思えます。この辺は検討してまいりたいと思っております。

橋本委員

ありがとうございます。結局は、地方行政のこういった土地利用において人が集まったり産業が誘致されて、最終的には税収にというところにリンクするので、逆にもう少し、この分散型エネルギーというところが明確だと「これはもしやチャンスなの？」ということで、産業の活性化とかにもつながっていくのかなというのはひとつ思いました。

あと、すみません。続けてですが、国土利用となると、復興計画のほうでよく触れていたSDGsが、水だったり土地だったりというところで、人の生命のところにかかわるようなインフラだったりというようなところであるんですが、そこら辺に関しては触れなくてもいいのかというところがあったのと、福島空港は入っていないんですけども、いいんですかというところを少し確認したいと思えます。

長林部会長

お願いします。

土地・水調整課長

まず、SDGsの部分でございますが、きちんと言葉を前面に出して「SDGsの取組」というものをキーワードにするというのも選択肢としてあろうかと思えますが、まさに県土づくりそのものがSDGsなんですね。環境の部分や土地利用の部分、地域づくりや人を交流させるということも含めた居住地の持続可能な考え方といった計画そのものがSDGsをベースにして成り立っている計画だということで、あえてその言葉としては使わなかったところでございますが、是非、その辺をわかりやすくということであれば、また検討していきたいと思っております。

福島空港につきましても、当然、高速交通体系のひとつの大きな要素でございます。基本的な考え方のそれぞれの戦略に、福島空港の「空」の字もないんですけども、ひとつは、やはり物流や人の流れを地域活性化につなげていくというのは高速交通体系のまさに大きな柱立てでございますので、福島空港という文字が入れられるかどうか、また改めて、もう少し文章づくりの中で検討し

企画調整部政策監

ていきたいなと思っております。あと、先ほどの7つの地域ごとの計画の中に、当然、県中地方でやはり福島空港というのは大きな交通インフラの具体的などころですので、そういったことも視野に入れながら、検討してまいりたいと思っています。

SDGsで補足いたしますと、こちらの計画とはまた別に、今年度つくっております地方創生総合戦略で、基本的にSDGsを踏まえたものとやったときに、いろいろな施策が並んでいて、いわゆる17のロゴのどれを反映したもの、踏まえたものなのかというのを表示しております。これって鶏が先か卵が先かみたいところがありまして、これまで行政が進めてきた「持続可能な」という文脈から施策を捉えると、全部踏まえたものなのですが、結果論として満たしているということだけだと行動変容になっておらず、進めるに当たって、17の視点のうち、どれを意識したものがここになっているのかというのは、それを参考に、いろいろな施策を考えていく県庁職員の行動姿勢そのものにも反映してくるので、それはちゃんと表示していくべきだと思っており、反映させていただきたいと思います。

あと、再生可能エネルギーのことを申しますけれども、別途、エネルギー課のほうで新エネ社会構想の改定を進めていて、県内の需要エネルギーと同等なものを再生可能エネルギーでつくっていくとなったときには、大口のものもあれば、小口のものとかさまざまなものを全部総動員していかなければいけない。それをどういうふうに達成していくべきなのかというところのロードマップを、そちらのほうでしっかり考えていくと思うので、反映できるところは反映していきたいと思います。

橋本委員

ありがとうございます。この国土利用計画とか土地利用計画の立ち位置がどこまでというのは、私の中で、誰に対してというのと、どこまでというのがはっきりしていませんので、いろいろと言いますが、これは入れるべきではないというのであれば外していただいて構わないですけれども、一応、気づいた点というところです。

また、福島空港で、特に何が気になったかというのと、福島空港は、私が記憶しているかぎり年間13億円ぐらいメンテナンス費用が掛かっている。先ほど指摘をさせていただきました管理水準の低下での対応というのが、管理水準はなぜ低下しているのといったら、人口減少で減収があって、それで賄えていないところの中で捻出している13億円ぐらいが、それがはたしてどれだけ有効活用しているのかと思ったときに、これはまさに、一生懸命、インバウンドなどをやってはいるんですが、計画の中には特にマイナスの部分で、ある程度あるという認識があるかなと思いました。これは県の管理だったと思いますが、県直下のものでありますので、是非、県のほうが、メンテナンスフリーというか、より軽減させる、ある程度プラスに転じさせるようなものとしては入れたほうがいいのかというのは思いました。

以上です。

(小椋委員 所用により退席)

土地・水調整課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>御指摘はごもっともでございます。県土利用計画なので、福島空港を考慮しつつ県土利用につながるような表現ができるかどうか検討してみたいと思います。</p>
長林部会長	<p>そのほか、いかがでございましょうか。</p> <p>1点、お願いしたいのですが、資料2の基本的な考え方4「持続可能な社会の実現に向けた土地利用の方向性」ということを書いてありまして、ここで再生可能エネルギーの話がたくさん出ていますが、特に太陽光については、ゴルフ場等で大規模な太陽光の発電施設をつくっていて、それが政策転換で売電等の収益が上がらなかった場合の撤去については、逆にいうと環境負荷になってしまう。前回の部会のときも、太陽光については環境アセスではないというお話もあったのですが、そういう新たな負荷発生に対する懸念について、全体を読むと、開発したものを、「持続可能な暮らしのために」の視点2で書いてありますけれども、復元するような政策の方向とか、そういうのは盛り込まなくてもよろしいのでしょうか。</p>
土地・水調整課長	<p>ありがとうございます。福島県として、実はリゾート開発をはじめ、ゴルフ場、スキー場の開発がなされてきました。実際、ゴルフ場も、今も継続して営業していただいているところはいいですが、そのままいなくなってしまうとか、ゴルフ場が太陽光発電に変わったりとか、スキー場はそのまま倒産していなくなると。これが森林の許可であれば、原状回復というものが義務になっているんですね。ところが、原状回復するような業者だったらやめたりしないんですね。だから、そういった使わなくなったときの県土の在り方というのは非常に大事なものでございます。</p> <p>再生可能エネルギーの部分では、実は直接は入っていないところでございますが、次の基本的な考え方5のところ、やはり土地の不可逆性というものが、計画として考えるときには大事な要素でございます。一度、土地を転換してしまうとなかなか元に戻らないということなので、きちんとそういった土地の不可逆性の部分の性質を捉まえたようなことをきちんと示していきたいと考えております。当然、土地なので、すべてが公有地ではなく民地があります。その民地を多目的に使うということに関しては財産権の保障の部分があります。とはしながらも、公共の福祉のために土地利用規制の許認可制度というのがあるわけです。ただ、許認可制度というのは、きちんと一定基準、許可基準を満たすと、許可しなければならない、認めなくてはいけないという行政行為です。だから、許可基準が満たされれば許可せざるを得ない。ただ、その先、10年、20年、30年経ったときに、果たしてその土地利用が本当にそのまま維持されるのかというのは大事な要素でございますので、適切な県土の管理の在り方ということに関して、きちんと各種、土地利用規制をするに当たって、慎重な活用という部分と、そのまま維持するというもののバランスを見ながら土地利用規制を進めていくということは是非、触れさせていただきたいと思っております。</p>
長林部会長	<p>ありがとうございました。そのほか、あれば。</p>

事務局（坂詰主幹）	<p>予定された時間ですが、また今日の論議を見て、後ほどお話したいということが挙がってくると思います。それはまた事務局から御説明いただきたいと 思います。何かありましたらお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から何かございましたら、お願いします。</p> <p>長時間にわたり、委員の皆様から貴重な御意見をたくさんありがとうございます。今、長林部会長がおっしゃいましたように、追加の意見がございますと思いますので、様式のほうをメールでお送りさせていただきます。追加の意見等につきまして事務局のほうまでいただければと思っております。よろしく お願いいたします。</p>
長林部会長	<p>それでは、本日、御意見を頂戴いたしました。この意見を参考として、国土 利用計画・土地利用基本計画の策定の基本的な考え方の方向性のまとめ、計画 素案の作成に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
事務局（坂詰主幹）	<p>ありがとうございます。それでは、これをもとに進めていただきたいと思 います。</p> <p>続きまして、その他。事務局、お願いします。</p> <p>それでは、次回の部会の開催予定でございます。先ほど資料3で課長のほう から御説明させていただきましたとおりでございますが、再度、資料3をご覧 いただければと思います。4月下旬に第3回部会、ここで素案をお示するよ うな予定でございます。その次に、第4回は6月下旬に予定しているところ でございます。委員の皆様には日程について改めてメール等で調整をさせてい ただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
長林部会長	<p style="text-align: center;">——閉　　会——</p> <p>御苦労さまでございました。それでは、本日予定いたしておりました議題は すべて終了でございます。以上で本日の審議を終了させていただきます。御協 力、ありがとうございました。</p>

（以　上）